

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
事業者選定基準 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	1.	(1)	項目等	修正前	修正後
1		○				別紙2 加点項目審査の評価基準 I 事業実施に関する事項 (5)地域経済への貢献	市内事業者(※1)の育成、地域経済への貢献に関して、下記(ア)と(イ)の合計額が、 <u>提案金額のうち施設整備(設計・建設)業務に係る事業費</u> に関して以下の基準を満たす提案となっているか。 (ア)市内事業者(※1)が構成企業として参画する場合の各構成企業の分担事業費 (イ)市内事業者(※1)が構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計 5%以上6%未満 0点 6%以上10%未満 5点 10%以上15%未満 10点 15%以上20%未満 15点 20%以上 20点 ※1: 市内事業者とは、市内に本店もしくは支店、営業所、事業所等がある事業者(本市と災害時における <u>応急対策業務等</u> に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者を含む)	市内事業者(※1)の育成、地域経済への貢献に関して、下記(ア)と(イ)の合計額が、提案金額に関して以下の基準を満たす提案となっているか。 (ア)市内事業者(※1)が構成企業として参画する場合の各構成企業の分担事業費 (<u>下請業者への受託又は請負額を除いた分担事業費とする。</u>) (イ)市内事業者(※1)が構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う場合の契約金額の合計 5%以上6%未満 0点 6%以上10%未満 5点 10%以上15%未満 10点 15%以上20%未満 15点 20%以上 20点 ※1: 市内事業者とは、市内に本店もしくは支店、営業所、事業所等がある事業者(本市と災害時における <u>応急対策業務、応急対策業務等、応急測量設計業務、電気設備の応急復旧の応援に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者を含む</u>)
2		○				別紙2 加点項目審査の評価基準 I 事業実施に関する事項 (5)地域経済への貢献	市内事業者(※2)が、構成企業や協力企業、下請け企業として以下の基準を満たし参画する提案となっているか。 5社以下 0点 6～7社 5点 8～9社 10点 10～11社 15点 12社以上 20点 ※2: 市内事業者とは、市内に本店もしくは支店、営業所、事業所等がある事業者(本市と災害時における <u>応急対策業務等</u> に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者を含む) ※3: 上記事業者数については、参加資格要件である「提案金額のうち施設整備(設計・建設)業務に係る事業費の5%以上」に該当する本市と災害時における応急対策業務等に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者の数を含む	市内事業者(※2)が、構成企業や協力企業、下請け企業として以下の基準を満たし参画する提案となっているか。 5社以下 0点 6～7社 5点 8～9社 10点 10～11社 15点 12社以上 20点 ※2: 市内事業者とは、市内に本店もしくは支店、営業所、事業所等がある事業者(本市と災害時における <u>応急対策業務、応急対策業務等、応急測量設計業務、電気設備の応急復旧の応援に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者を含む</u>) ※3: 上記事業者数については、参加資格要件である「提案金額のうち施設整備(設計・建設)業務に係る事業費の5%以上」に該当する本市と災害時における応急対策業務等に関する協定書を結ぶ協力会等に所属する市内事業者の数を含む

(仮称)那珂川市総合運動公園整備運営事業
事業者選定基準 新旧対照表

No	本編	添付資料	頁	1.	(1)	項目等	修正前	修正後
3		○				別紙2 加点項目審査の評価基準 Ⅲ 建設・工事監理業務に関する事項 (2)工程・施工計画	・1期工事対象施設として、必須施設(多目的広場(メイン広場、サブ広場)、第1駐車場／駐輪場)に加え、 <u>他の施設を整備する提案</u> となっているか。 必須施設のみ 0点 必須施設に加え、遊具施設ゾーンまたは弓道場を整備 5点 必須施設に加え、地下式調整池を整備 10点 必須施設に加え、地下式調整池 <u>及び</u> 、遊具施設ゾーンまたは弓道場を整備 15点 必須施設に加え、地下式調整池 <u>及び</u> 、遊具施設ゾーン、弓道場を整備 20点	・1期工事対象施設として、必須施設(多目的広場(メイン広場、サブ広場、 <u>陸上トラック</u>)、第1駐車場／駐輪場)に加え、 <u>任意施設を整備する提案</u> となっているか。 必須施設のみ 0点 必須施設に加え、遊具施設ゾーンまたは弓道場を整備 5点 必須施設に加え、 <u>観客席または地下式調整池を整備</u> 10点 必須施設に加え、 <u>観客席または地下式調整池のうち1施設以上、遊具施設ゾーンまたは弓道場のうち1施設以上、合計2施設以上を整備</u> 15点 必須施設に加え、 <u>観客席、地下式調整池、遊具施設ゾーン、弓道場を整備</u> 20点